

令和 3 年度 丹波市空き家対策に係る施策一覧

[建設部 都市住宅課]

◇今のまま住み続けよう【発生予防対策】

補助金名（事業名）	内容	補助率（限度額）
継続 住宅耐震改修計画策定費補助・住宅耐震改修工事費補助・簡易耐震改修工事費補助・防災ベッド等設置費補助 （ひょうご住まいの耐震化促進事業）	昭和 56 年 5 月 31 日以前の住宅について耐震改修工事等により、地震に対する十分な安全性を確保する場合、その費用の一部を補助。	・計画策定の場合 5/6（上限：25 万円） ・改修工事の場合 定額 42.5 万円～130 万円 ※対象経費 50 万円以上 ・簡易耐震改修工事の場合 定額：50 万円 ※対象経費 50 万円以上 ・防災ベッド等設置の場合 定額：10 万円 ※対象経費 10 万円以上
継続 住宅建替工事費補助 （ひょうご住まいの耐震化促進事業）	現に居住している昭和 56 年 5 月 31 日以前の住宅や、耐震基準に満たない住宅を建替し安全性を確保する場合、その費用の一部を補助。	1/4（上限：100 万円）

◇空き家等を大切に管理しよう【適正管理対策】

補助金名（事業名）	内容	補助率（限度額）
継続 空き家管理ビジネス補助金 （空き家適正管理促進事業）	地域団体や NPO が空き家等管理ビジネスを事業化する費用（立ち上げ費用）の一部を補助。	10/10（上限：20 万円）
継続 空き家管理補助金 （空き家適正管理促進事業）	自身が所有する空き家等を空き家等管理事業者に管理委託する場合、その費用の一部を補助。	1/2（上限：5 万円）

◇空き家等を有効に活用しよう【利活用対策】

①住居支援型（流通促進）

補助金名（事業名）	内容	補助率（限度額）
継続 空き家改修補助金（居住型） （空き家利活用促進事業）	住まいるバンク登録物件の所有者又は移住・定住する購入者若しくは賃借者が空き家等を改修する費用の一部を補助。（売買又は賃貸借契約後 2 年以内）	1/2（上限：50 万円）
継続 家財道具等撤去費補助金 （住まいるバンク活用促進事業）	住まいるバンク登録物件の所有者が、売買又は賃貸借契約後に家財道具等を処分する場合、費用の一部を補助。	1/2（上限：5 万円）
継続 仲介手数料補助金 （住まいるバンク活用促進事業）	住まいるバンク登録物件の所有者が売却した場合に宅地建物取引業者に支払った仲介手数料等の一部を補助。	1/2（上限：5 万円）

②開業支援型

補助金名（事業名）	内容	補助率（限度額）
継続 空き家改修補助金（開業型） （空き家利活用促進事業）	住まいるバンク登録物件の購入者又は賃借者が起業するために空き家等を改修する費用の一部を補助。（売買又は賃貸借契約後2年以内）	1/2（上限：50万円）

③地域活性化支援型

補助金名（事業名）	内容	補助率（限度額）
継続 空き家利活用地域活性化事業	空き家等を、子育て支援・高齢者福祉・都市住民との交流施設や、カフェ・飲食店など地域活性化のために、地域活動や交流拠点等と整備する自治会又は法人に改修費用を補助。	2/3（上限：666.6万円） ※兵庫県空き家活用支援事業（地域交流拠点型）の随伴事業
継続 古民家再生推進事業補助金	古民家を再生し、地域活動や交流の拠点、チャレンジショップや宿泊体験施設等の地域活性化のために活用しようとする自治会又は法人にその改修費用の一部を補助。	1/3 補助対象経費 ・500万円以上1000万円未満（上限：250万円） ・1000万円以上1500万円未満（上限：400万円） ・1500万円以上（上限：500万円） ※兵庫県古民家再生促進支援事業との併用事業

◇安全・安心な住環境を確保しよう【管理不全対策】

補助金名（事業名）	内容	補助率（限度額）
継続 丹波市危険空き家及び危険附属建物解体撤去支援事業補助金	指導又は助言を受けた危険空き家を所有者が解体撤去する費用の一部を補助 ※国県補助の対象となるもの。	4/5（160万円）
	指導又は助言を受けた危険空き家を所有者が解体撤去する費用の一部を補助 ※国県補助の対象とならないもの。	1/4（50万円）
	指導又は助言を受けた危険空き家等を所有者から承諾を得た自治会等が解体撤去する費用の一部を補助。	10/10（50万円）
	国の空き家対策総合支援事業の不良住宅・空き家住宅であって、除却後の跡地を地域活性化のために計画的利用する場合、除却費用の一部を補助。	4/5（160万円）